

# 簿記・会計学研究の回顧

——30年の教育・研究を省みて——

山下 壽文

## 1. はじめに

大学紛争（安田講堂の攻防）により1969年春の東京大学の入試が中止になり、その後全国の大学に広がった大学紛争がほぼ収束し1970年4月に立命館大学（経営学部）に入学した。ただ、大学紛争が収束したとは言え、まだ学内は大学紛争の余韻が残っており、加えて日米安保条約（安保）反対運動と相まって、学内には暗雲が漂っていた。大学での英語の講義（時には大講義）の時間には、経営学部自治会役員が来て安保の自主討論を呼びかけ、昼休みになると学内は安保反対のデモで騒然としていた。

当時の学風に目を移すと、わが国ではソ連および東ドイツの社会主義国に次いでマルクス主義の研究が盛んで、大学での経済学の講義はマルクス経済学（マル経）が主であった。生協の書店に行けばマルクス主義関連の書籍が溢れ、当時大月書店より出版された箱入りの全5冊セットのマルクス（Karl Marx）の『資本論』（普及版）が生協の週間か月間の売上トップを記録していたと記憶する。現在では考えられないが、そういう時代に学部生として大学生生活を送った。

会計学の分野では、マルクス主義の立場を採る批判会計学派が幅をきかせており、既存の会計学をブルジョワ会計学として、独占資本の利益を隠蔽する手段との批判を行っていた。ただし、ソ連崩壊後会計学界内でのその影響力は著しく低下しているのが現状である。

学部生時にマル経など履修し、岩波文庫や国民文庫でマルクス主義関連の訳書を読んだが、マルクス主義に対しては批判的立場を採っている。したがって、会計分野における批判会計学派の現行の公表会計制度は独占資本の利潤の隠蔽にあるという主張に対しては、一面的見方であると考え。後に

引当金会計を研究テーマに選んだ要因の1つに、引当金の計上が費用概念の拡大による利益の隠蔽にあるという批判会計学派の主張への批判が背景にある。

それはさておき、大学卒業後3年間中小企業の経理部に勤務した後、税理士試験の勉強するために福岡大学大学院商学研究科博士前期課程へ入学した。すでに、簿記論と財務諸表論は合格しており、税法を勉強するつもりであったが、いつの間にか会計学の勉強に没頭(?)するようになった。その後博士後期課程に進学するが、演習ではペイトン(W. A. Paton)やリトルトン(A. C. Littleton)の原書を読み、私的には会計基準を勉強した。当時は、現在のように時価主義会計が主流ではなく、取得原価主義会計が主流であった。

1970年代に、スターリング(Robert R. Starling)の編集により Scholar Book Co.から「会計クラシックシリーズ書」として簿記・会計書の復刻版が出版される。ペイトンの*Accounting Theory* (初版1922年)など天神の紀伊国屋書店(当時)で購入して、四苦八苦して読んだ。また、ペイトンとリトルトンの共著である*A Introduction to Corporate Accounting Standards* (初版1938年)は、取得原価主義会計の必読書であった<sup>1</sup>。因みに、修士論文は「保守主義に関する一考察—その根拠を中心として—」である。

博士後期課程修了の後、地方の私立大学に就職し、前述のように研究テーマを「引当金会計」とし、米国基準、国際会計基準および日本基準の比較検討を行なった。この研究は、佐賀大学経済学部へ移ってきても続けることになる。この引当金の研究により商学博士(福岡大学)を得る。

引当金会計の研究が一段落した後、大学院で中国の留学生を指導することになり、中国の会計基準を留学生とともに研究し、さらに中小企業会計基準、簿記(学)および簿記教育について研究を行なった。

大学での教育に関しては、学部において非常勤を含め簿記論、会計学概論、経営分析、国際会計論および演習を担当してきた。できるだけ学生の理解を高めるために、講義のためのテキストの執筆、パワーポイントやビデオおよびDVDなどを取り入れた講義を行なったが、定期試験や授業評価アンケート

---

<sup>1</sup> 簿記・会計学の文献については、山下 [2013a] を参照されたい。

トをみると期待したような成果があがっていない。演習についても、卒業論文の作成、発表会（プレゼン）および『学生論集』（佐賀大学経済学会）への投稿により自主的な学習意欲の喚起を目指したが、省みて十分な指導ができたかどうかは疑わしい。その反面、大学院では、ある程度満足できる指導ができたのではないかと自負している。

この間、経済・金融の分野では、バブルの崩壊後の1990年代後半から橋本内閣による自由競争（Free）、公正（Fair）および国際化（Global）の掛け声のもと市場原理主義が標榜され、規制緩和が実施された。会計の分野では、国際化にともない国際会計基準が導入され、連結会計、時価会計およびキャッシュフロー計算書が基準化された。これを契機に、取得原価主義会計から時価主義会計へと流れが変わる。国際会計基準の導入はその後も続き、2013年の国際会計基準の上場会社への強制の見送りにより一段落ついた。現在、企業会計基準委員会が国際会計基準に代わる修正国際会計基準を策定している。国際会計基準の導入については、学部で国際会計論の講義を担当し、大学院で留学生の論文指導を行っていたことでもあり、ある程度サーベイを行ってきた。また、中国会計基準のシンポジウムや国際会計基準に関する講演会などを佐賀大学で主催したことは振り返ってみると印象深い出来事である。

本稿は、これまでの引当金会計、中国会計基準および簿記（学）・簿記教育の研究について回顧するもので、新たな研究成果を公表することを目的とするものではない。

## 2. 引当金会計研究の回顧

引当金会計研究の契機は、1982年の『企業会計原則』の改訂である。とくに、「引当金革命」（『日本経済新聞』『経済教室』）と言われるように、引当金の改訂が行われた。減価償却引当金が減価償却累計額と名称が変わり、『企業会計原則』注解注18に引当金の計上要件が規定され、同時に例が示された。これに関して、その解釈をめぐる多くの論文が誌面を賑わした。

そこでの論点は、引当金の計上要件の1である「将来の費用及び損失」の

「将来」と「損失」に注がれた。実際に発生していない費用や損失を認識することは費用の認識規準である発生主義に反する、損害補償損失引当金など損失を認識計上するのは費用収益対応の原則と齟齬をきたすなどが議論的となった。

正統派の会計学者からは、費用および損失の認識には消費の事実だけではなく消費の原因を含み、引当金は後者であり、したがって要件の2に過去の事象に起因しという文言があると改訂を擁護する主張がなされた。これに対して、発生主義による費用の認識に消費の原因も含むという主張は論理的整合性がないとし、引当金の計上を費用収益対応の原則に求める論者もあらわれた。また、引当金を『企業会計原則』一般原則の保守主義の原則の適用例とする見解もある。これらの正統派の会計学者間の論争に対して、批判会計学派からは費用概念の拡大であり、独占資本の利益隠蔽政策に寄与するものとの批判がなされた。

批判会計学派は、マルクス主義の立場から、現行の会計学（あるいは公表会計制度）をブルジョワ会計学として批判を行なう。マルクスの唯物史観によれば、生産力の発展段階に対応する生産関係の総体が社会の土台（下部構造）であり、この下部構造の上に法律・政治制度などの上部構造が形成される。生産力が発展すると、ある段階で古い生産関係は発展の桎梏となり、社会革命の時期が始まり、上部構造が変革される。この生産関係の歴史的段階には、アジア的、古代的、封建的、近代ブルジョワ的生産関係がある。近代ブルジョワ的生産関係は最後の敵対的生産関係であり、発展する生産力は敵対を解決する諸条件をつくりだす。これが社会主義社会である。

しかし、ソ連の崩壊、東欧諸国の社会主義経済体制から資本主義経済体制への移行、および中国における社会主義市場経済体制の導入をみると、唯物史観の論拠が揺らいでいると言わねばならない。現在、批判会計学派の影響力が会計学界で著しく低下しているのは、これらの状況が大きく作用している。

私見によれば、マルクスの唯物史観はさておき、引当金の計上は費用概念の拡大であり、独占資本の利益隠蔽に寄与するものであるという批判会計学派の主張は一面的であると考える。そういう側面があることは否定できない

が、上場会社によって逆に株価を上げるために引当金を計上せず費用・損失を隠蔽し、利益を計上するという状況があることを看過してはならない。また、企業の経営状況を判断するためには、偶発負債についての会計情報を開示する必要もある。現実には発生していないが、将来発生する可能性があるものを何らかの形で開示することは、会計情報の利用者にとって意思決定の重要な情報となる。このことは、次のような主張となってあらわれる。

「引当金は、発生可能な将来の費用および資産の切り下げをカバーする。偶発負債は不確定であるが、企業の業績または財政状態に重大な影響を与える。財務諸表は、公正かつ真実な概観をあらわすことを意図している。もし偶発事象についての情報を明瞭に提供しないならば、公正かつ真実な概観をあらわさないことになり、偶発事象の情報が示されない結果、財務諸表は誤った結論を導くことになる。」(Mckenzie [1998], p. 193.)

かつて、会計学(外部報告会計)の関心は資産と費用にあり、負債に関心がそれほど払われなかった。それは、ある事項を資産とするか費用とするかは期間損益計算に大きな影響を与えるが、負債は法的債務でありそれが資産のように費用との区別をめぐって期間損益計算に影響を与える余地はないと考えられていたからである。ところが、金融経済の発展にともない法的債務以外の金融負債が議論の的になりはじめると、金融資産と並んでその認識および測定が問題となり、負債への関心が高まることになる。このうち引当金に関しては、米国では1975年に財務会計基準書(SFAS)第5号『偶発事象の会計』(*Accounting for Contingencies*)、英国では会計実務基準書(SSAP)第18号『偶発事象の会計』(*Accounting for Contingencies*)、および1978年に国際会計基準委員会(IASC)では、国際会計基準(IAS)第10号「偶発事象」(*Contingencies*)が公表される。なお、IASCは、2000年に国際会計基準審議会(IASB)に改組される。

わが国の『企業会計原則』における引当金規定の改訂は、SFAS第5号やIAS第10号などの影響を受けているものと考えられる。しかし、どのような影響を受けているかについて詳細に検証した文献は、見受けられない。これについては、山下[2000]において取り上げている。

わが国の引当金規定は、利益観として収益費用アプローチ（費用動態論）にもとづいており、借方・発生の可能性が高い費用および損失の計上の結果として貸方・引当金が計上される。つまり、費用および損失の計上が主であり、引当金の計上は従となる。この場合の引当金は、負債性引当金と評価性引当金に区分される。

SFAS 第5号は、偶発事象の会計と言いながら、その実質は「偶発損失の会計」である。偶発事象とは、「ある企業において利益または損失が発生しているかもしれないが、それをはっきり確かめられないような不確実な条件、状態または周囲の状況が現存し、究極的には、1つまたはそれ以上の将来事象が、発生または未発生によって判明する事態をいう。この不確実性の解消は資産の取得、負債の減少、資産の減損若しくは損失、または負債の発生により確かめられる」(FASB [1975], par.1) ののである。ただし、減価償却など金額が見積りであっても資産の効用が終局的に確実であるもの、および広告宣伝費などですでに役務の提供を受けたもので金額は見積りであっても負債が発生しているという事実があるものは、偶発事象ではない(FASB[1975], par.2)。

偶発事象の定義の後、偶発損失の計上条件について、(a)財務諸表日に資産が減損し、または、負債が発生していたということの可能性が高いこと、(b)損失の金額を合理的に見積ることができることの2つをあげている (FASB [1975], par.8)。

偶発損失の計上条件(a)は、確定したということではなく、あくまでも確定する可能性が高い (probable) ということであって、事実確定するかどうかは、将来の事象により明らかになる。発生の可能性については、その程度を (a)可能性が高い (probable)、(b)可能性がある程度ある (reasonably possible)、および(c)可能性がほとんどない (remote) の3つに区分している (FASB [1975], par.2)。これらの会計処理は、発生の可能性の程度に応じて、(a)が財務諸表に計上、(b)が注記、(c)が非開示となる (SSAP 第18号および IAS 第10号もほぼ同様)。

以上から、『企業会計原則』注解注18が SAFS 第5号の影響を少なからず影響を受けていることは明らかである。ただ、『企業会計原則』注解注18には偶発事象の概念がなく、したがって引当金と偶発損失を厳密に区分してい

る。このことは、借方・偶発損失／貸方：見積負債とする SFAS 第 5 号との相違となってあらわれている。なお、SAFS 第 5 号では、負債性引当金も評価性引当金も見積負債として計上され、引当金という用語を使用しない。

この両方の考えには、利益観として収益費用アプローチと資産負債アプローチのどちらを採るかの違いがある。わが国の『企業会計原則』注解注18では、前述のように収益費用アプローチにより引当金が規定されている。これに対して、SFAS 第 5 号は、基本的に資産負債アプローチを採るが収益費用アプローチの影響を残している会計原則審議会ステートメント (SAPB) 第 4 号の諸定義、認識規準および測定規準に依拠している。このことがわが国と米国との引当金会計の相違をもたらしていると考えられる。

SFAS 第 5 号は、偶発事象の定義において「不確実性の解消は資産の取得、負債の減少、資産の減損若しくは損失、または負債の発生により確かめられる」と資産負債アプローチを採りながら、実際には収益費用アプローチにより借方・偶発損失の計上要件を満たせば、貸方・見積負債を計上することになる。このことは、IASC が資産負債アプローチを採り偶発事象会計から引当金会計へと展開し、測定規準として期待値および割引現在価値を導入したこととの相違をもたらす要因となっている。

IASC は、IAS 第10号の後、1998年に IAS 第37号を基準化する。基準名は、『引当金、偶発負債および偶発資産』(*Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*) である (同様に、英国では、SSAP 第18号が財務報告基準書 (FRS) 第12号『引当金、偶発負債および偶発資産』へ改訂される)。IAS 第37号は、資産負債アプローチの立場から基準化されており、SFAS 第 5 号やわが国の引当金規定とは相違がある。

IAS 第37号は、引当金を「支出の金額または時期が不確実である負債である」(IASC [1998], para. 10) と定義する。この場合、負債とは、「過去事象から生じる企業の現在の義務で、その解消は経済的便益を示す資源の企業からの流出をもたらす」(IASC [1998], para. 10) ものである。したがって、評価勘定である貸倒引当金は引当金とはならない。なお、この負債の定義は、IASC フレームワーク (IASC [1989]) と一致する。

次に、引当金は、(a)企業が過去の取引の結果として、現在の義務 (法的ま

たは推定的)を有し、(b)経済的便益を示す資源の流出が負債を決済するために必要となる可能性が高く、(c)その義務が信頼をもって正確に見積られる場合に、認識される (IASC [1998], para. 14)。

(b)の発生の可能性の程度を(a)可能性が高い (probable)、(b)可能性がある程度ある (reasonably possible)、および(c)可能性がほとんどない (remote)の3つに区分するのは、SFAS 第5号と同様であるが、IAS 第37号では、発生しないというより発生する可能性がある、つまり50%以上を可能性が高いとみなす。発生の可能性が高いという程度は、SFAS 第5号の方がより厳密であると考えられる。引当金および偶発負債は、(a)が財務諸表に計上、(b)が注記、(c)が非開示となるのに対して、偶発資産は(a)が注記、(b)(c)が非開示となる。この相違は、保守主義の原則によるものである。

また、測定規準について、製品保証のような母集団が大きい場合は期待値、可能性のある最終結果がある範囲内の場合でその範囲内の各点における発生の可能性が同程度であればその中間点が測定額となる (IASC [1998], para. 39)。訴訟による損害賠償のような単一の義務の場合、最も発生の可能性のある最終結果が負債の最善の見積りとなる (IASC [1998], para. 40)。現金の時間価値の影響が大きい場合、引当金額が現在価値により測定される。割引率は、現金の時間価値の現在市場価値および負債に特有のリスクを反映する税引前の率で、将来のキャッシュフロー見積りが調整されるリスクを反映すべきではない (IASC [1998], para. 47) とされる。さらに、技術革新や新法の将来事象は客観的証拠がある場合に限り測定へ反映される (IASC [1998], para. 49)。期待値および割引現在価値の測定規準については、SFAS 第5号と相違する。

引当金に対して、偶発負債は、現在の義務が存在しない、存在していても①経済的便益を示す資源の流出の可能性が高くないこと、および②義務の金額が十分な信頼性をもって測定できないことから、負債としてオンバランスされない。ここに、引当金と偶発負債の相違がみられる。IAS 第37号にしたがって、負債とされる買掛債務、発生債務、引当金および偶発負債を対比すると、買掛債務は確定債務であるから問題外として、発生債務および偶発負債はその金額または時期が不確実で見積りを必要とすることから、引当金と類似する。しかし、偶発負債の不確実性は、引当金の場合より一般的にかな



り低い (IASC [1998], para. 11)。つまり、負債は、確実性の高いものから並べると、買掛債務、発生債務、引当金および偶発負債の順になる。このうち引当金までがオンバランスされる。

IAS 第37号は、引当金と偶発負債の区別を次のように述べている (IASC [1998], para. 12)。

「一般的な意味で、すべての引当金は、時期または金額が不確実であるために偶発的である。しかしながら本基準書では、『偶発的』という用語は、それらの存在が完全に企業のコントロール下でない1つまたはそれ以上のより不確実な将来事象の発生または未発生によってのみ確認されるため、認識されない負債および資産に対して用いられる。加えて、『偶発負債』という用語は、認識規準に一致しない負債に対して用いられる。」

この解釈によれば、引当金は偶発事象であるが、IAS 第37号ではオンバランスされる偶発事象には「引当金」という用語、認識されない偶発事象に「偶発負債」という用語を用いる。引当金は、時期または金額が不確実であるために偶発事象となる。同じく偶発事象である偶発負債は、その存在が完全に企業がコントロールできない1つまたはそれ以上の不確実な将来事象の発生または未発生によってのみ確認されるために、認識されない。しかし、負債である。ここに概念上の混乱がみられる。

わが国では、引当金は発生の可能性の高いもので負債（あるいは評価性のあるもの）として貸借対照表に計上するが、発生の可能性の低いものは負債ではないので偶発債務として貸借対照表に計上しない。この観点からすると、IAS 第37号は引当金と偶発負債の関係に同じく負債でありながら、一方はオンバランスし、他方はオンバランスしないという不明瞭さがある。この不明瞭さは、2005年の改訂公開草案 (IASB [2005]) で引当金と偶発負債を区別せず、非金融負債として認識および測定規準を導くことになる。

改訂公開草案は、引当金という用語の代わりに非金融負債という用語の使用を提案する。非金融負債とは、IAS 第32号『金融商品：開示と表示』(IASC [revised 1998]) に定義されている金融負債以外の負債である (IASB [2005], para. 10)。また、偶発負債を定義から除いている。これについて、改訂公開

草案の結論の基礎は、負債は無条件義務からのみ生じるもので、現在の義務は偶発的でないので、未認識現在の義務である偶発負債を負債として定義する必要がない (IASB [2005], para. BC30) からであるとしている。また、発生の可能性が高いという蓋然性が削除され、認識に測定の可能性が持ち込まれる。

IAS 第37号 (究極決済概念) と改訂公開草案 (現時点決済概念) による負債の認識の相違は、「X社とY社がそれぞれ単一の負債を負っており、期末日現在の見積りではX社は60%の確率で金額100の請求があり、40%の確率で請求がないと予想、Y社は90%の確率で金額100の請求があり、10%の確率で請求がないと予想している」場合に、次のようになる。

究極決済概念 (最頻値など単一の金額) では、発生の可能性が高い程度を50%以上とするからX社もY社も100の負債を認識する。これに対して、現時点決済概念 (期待キャッシュフロー) では、X社は60 (100×60%)、Y社は90 (100×90%) の負債を認識する。(企業会計基準委員会 [2009], 第63項)

引当金と偶発負債の区別をなくし、蓋然性の削除による期待キャッシュフローにもとづく非金融負債の認識測定については、概念フレームワークの信頼性との関連でコメントレーターにおいて批判的となる。これに対して、IASBは公開草案『IAS 第37号における負債および資産の測定』(IASB [2010a]) を公表して理解を求めるが、その意図が十分に浸透したとは言い難い。その後、IASBのスタッフにより DRAFT IFRS [X] 『負債』(IASB [2010b]) が公表され、引当金や非金融負債の概念が負債として統一的に把握されている。

このような動向を受けてかどうかはさておき、2013年に概念フレームワークの討議資料および2015年に公開草案が公表されるが、1989年概念フレームワークに比べると、負債は次のように広く定義され、柔軟性を帯びるようになっていく。

1989年概念フレームワーク	2013年討議資料・2015年公開草案
過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その履行により経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの	過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務

ただ、改訂公開草案が公表されて10年を経過した現在においてIAS第37号の改訂が行なわれていない現状を鑑みると、改訂公開草案に対する批判の根強さが窺われる。改訂のための概念フレームワークの整備が行なわれ外堀が埋められつつある現在、その動向が注目される。

わが国では、2013年に国際会計基準を上場会社に当面強制適用をしないと決定し、代わりに修正国際会計基準の制定を進めている。この中でIAS第37号との調整をどのようにするかは、企業会計基準委員会により論点整理は公表されているものの、不透明である。

国際会計基準が引当金を負債として、その測定の可能性により認識を行なうことを志向する中、わが国がこれに対してどのような対応をとっていくかは、引当金会計の今後の課題である。また、資産除去債務は、IAS第37号では環境引当金として例示されているのに対し、わが国では独立に基準化されている。ポイント値引引当金は、国際会計基準では売上高の控除項目であるが、わが国では販売費とするのが一般的である。これらの調整も課題となろう。

### 3. 中国会計基準研究の回顧

中国からの留学生は、大学院修士（博士前期）課程修了後少数であるが博士後期課程に進学する。進学後、彼らは博士論文のテーマを選ばなければならない。その際にできうる限り中国会計に係るテーマを選択するようアドバイスを行なってきた。その理由は、将来中国に帰国してビジネスあるいは研究に係ることを希望する留学生が多いからである。聞くところによれば、「折角日本に留学するのに中国会計をテーマに選ぶのは合点がいかない」という指導教授もおられるようである。中国会計を研究するならば、わざわざ日本に留学しなくても中国国内の大学院で研究すればよいというわけである。この主張には一理ある。

しかし、私見では、中国における会計教育は不十分で、会計関連の諸外国の文献も少なく、中国国内の会計論文は国家の意向に沿ったものが多いなど問題が多く、その点日本ではこれらの問題を克服できるので、日本に留学して中国会計の研究を行なう素地は十分あると考える。

これまで指導した3名の博士論文のテーマは、中国の『会計法』、中国の『企業会計準則』の展開および中国の『小企業会計準則』である。『企業会計準則』および『小企業会計準則』は、国際会計基準および日本の会計基準と比較して研究すると論点が明確になるので、これらの指導を行なう。とは言え、中国語の文献を中心に研究を行なうので、指導する場合にある程度中国の事情を把握しておく必要がある。中国の事情は、中国の文献の他に、オーストラリアの大学および大学院に留学した中国の研究者による中国会計に関する英文の論文や著書があるので、これらも参考にできる。概して中国からの留学生は日本語には堪能であるが、英語は不得意とするので、中国語以外の文献は日本語（あるいは日本語訳）の文献を利用することになる。なお、効果的な論文指導のために、自らも中国会計システムの研究を行なった。

中国の会計の状況を把握するために、北京、天津、上海、深圳などの企業や証券取引所でヒアリングを行ない、中国の研究者などを招いて国際シンポジウムを開催した。日本にとって中国の会計を研究する意義はあるのかという懐疑的な主張もあるが、社会主義市場経済体制を採る中国の動向は、経済的諸関係からみて日本にとって他山の石と軽視することはできない。

中国の会計基準設定主体は、財務部（省）会計司（局）の管轄下にある企業会計準則委員会である。いわゆるパブリックセクターで、わが国の企業会計審議会に相当するが、政府の支配はより強力である。周知のように、IASBおよび米国の財務会計基準審議会（FASB）など会計基準設定主体は、民間団体である。その理由としては、国の支配から独立して、公正かつ中立の立場で高品質の会計基準を制定することを目的としていることがあげられる。したがって、その活動の財源は、財団を組織して民間から調達し、原則として国の助成は受けない。わが国の企業会計基準委員会もその趣旨のもとに設立され、その運営は財務会計財団が行なっている。

中国の社会主義市場経済体制のもとでは、中国共産党主導のもとに国家運営が行なわれる。したがって、国の政策は国家主導であり、会計システムは法律に基づいて遂行される。私見によれば、社会主義と市場経済が上手く併存し得るのかどうか疑問に思うのであるが、中国の研究者にこの疑問を呈しても意に介さない。それは、会計学研究の前提であり、疑問を挟む余地はな

いからである。

ただ、経済成長を遂げる中国においてグローバル化は避けられず、会計基準においても国際会計基準とのコンバージェンスが進められて、2006年には『企業会計準則』<sup>2</sup>が施行されている。その後、工程表にもとづきコンバージェンスがさらに図られている。その際の焦点は、公正価値の導入である。とは言え、IASBは、当時のホームページにおいて、新『企業会計準則』の施行について高い評価を与えている。日本在住のある中国会計の研究者は、国際会計基準とのコンバージェンスを建前どおりに受け取ることはできないと指摘する。これは、最近の中国の株式市場の暴落にともなう中国企業の財務諸表への信頼性への疑念となってあらわれる。

中国では、会計のグローバル化にともない企業の優秀な経理担当者を国家会計学院に集めて会計のエリート教育を行なっている。財政部の王軍(Wang Jun)による国家会計学院の講演などをおさめた英文のWang [2010]では、入学者を会計のエリートとして国家に奉仕することを鼓舞する姿を垣間みることができる。しかし、大学教育においては、会計のグローバル化は取り上げられていない。

中国の会計システムは、『会計法』を頂点に『企業財務会計報告条例』があり、これらにもとづいて『企業会計準則』が制定される。これらの位置づけは、全国人民代表大会、國務院および財政部という政治的ヒエラルキーに対応するものである。『企業会計準則』は、財政部会計司の企業会計準則委員会で策定されるが、実質的には政府機関である財政部がその権限を有している。それは、『企業会計準則』が财会×号として法律により制定されることにあらわれている。このようなシステムが変化の激しい経済・金融に素早く対応できるかどうかは、今後の検討課題であろう。

さらに、国際会計基準とのコンバージェンスについて、中小企業版IFRS (*IFRS for SMEs*) とのコンバージェンスにどのように対応するかが問題となる。これは、米国、英国および日本などの国々にも言える。結論としては、国際会計基準を簡便化した中小企業版IFRSのような形での中小企業会計基準化は困難をとまなう。それは、各国における中小企業の経理処理能力はも

<sup>2</sup> 新『企業会計準則』の訳書に近藤監修 [2007] がある。

とより、商法（あるいは会社法）および税法などの法制度と係ってくるからである。

わが国では、2003年6月に『中小企業の会計に関する指針』（以下、中小指針と言う）が公表されたが、これは大企業向けの企業会計基準を中小企業（中小法人を指す）の特性—利害関係者に投資家が含まれず債権者などに限定される—を配慮して簡素化したトップダウンアプローチにより策定されたもので、中小企業にとってハードルが高く、普及しなかった。そこで『企業会計原則』および『会社計算規則』をもとに税法などを加味し中小企業の特性に応じたボトムアップアプローチによる『中小企業の会計に関する基本要領』（以下、中小要領と言う）が2012年2月に公表された。

私見によれば、大企業向けの『企業会計原則』をもとに策定された中小要領がなぜボトムアップアプローチになるのか不可解であるが、中小指針に比べると取得原価による評価への指向が強い。中小要領の内容をみると、中小企業の特性である利害関係者の限定や法人税法の関与などを配慮した割には、私募債の発行処理など特殊な会計処理が規定されており、中小指針との棲み分けの配慮が欠けているように思える（ただし、棲み分けを目的としていないという見解もある）。

これに対して、中国では2011年に『小企業会計準則』が制定される。これは、『企業会計準則』を小企業（わが国の中小企業に相当する）の特性を配慮して簡素化したトップダウンアプローチにより策定されたと考えられる。

『小企業会計準則』は中小要領と類似しているが、その対象企業に法人企業のみならず個人企業も含まれる。この点は、中小要領と相違する。また、『小企業会計準則』は、より税法に合致した内容となっている。その評価は原価主義であり、引当金を認めない。これは、中小要領が債権者への情報提供のため有価証券の時価評価や貸倒引当金、賞与引当金および退職給付引当金の計上を規定しているのと相違している。

中小企業向け会計基準の動向は、中小企業の経理能力、利害関係者の限定および税法に影響を受けるので、大企業向け会計基準のようにグローバル化を進めることは困難である。尤も、大企業向け会計基準も国内法と調整する必要がある。

中国の会計基準の動向は、中国経済の世界的な影響力が増大するにしたがって、その透明性を求める圧力が強まるであろう。現行の会計システムのもとでその透明性を保証し、かつ企業がその透明性をいかに実現していくか、量から質への転換が課題となる。

#### 4. 簿記（学）研究の回顧

簿記—複式簿記—について、その起源（古代ローマ説か中世イタリア説か、中世イタリア説でも諸説がある）、簿記は科学か技術か、単式簿記→複式簿記か、それとも複式簿記→単式簿記か、簿記から会計への展開などについて議論がなされる。

簿記の起源については、わが国において優れた多くの研究成果が公表されており、非力な筆者の出る幕はない。簿記は科学か技術かについて、会計との関係、さらには簿記教育に関連して考えさせられることが多く、若干論文も発表しているが、それらに加えて研究してきたことを回顧し、今後の課題について私見を述べる。

簿記は技術に過ぎないのか、それとも科学（学問）<sup>3</sup>たりうるのかについて、旧くより議論がある。例えば、19世紀においてジョーンズ（E.T.Jonse）やマルシュ（Christopher Columbus Marsh）は、書名を *Science of Bookkeeping* および *Science of Double-Entry Bookkeeping* として簿記学の名を冠しているが、果たしてこれらが「学」の名に値するかどうかは疑問が残る。英国で会計士会計学の基礎を築いたと言われるディクシー（L.R.Dicksee）は、次の

<sup>3</sup> 『広辞苑（第6版）』（新村編 [2008]）は、「科学」について「①観察や実験など経験的手続きによって実証された法則的・体系的知識。また、個別の専門分野に分かれた学問の総称。物理学・化学・生物学などの自然科学が科学の典型であるとされるが、経済学・法学などの社会科学、心理学・言語学などの人間科学もある。②狭義では自然科学と同義」と記す。本稿でいう「科学」は①である。さらに、「理論」について、同書は、「①科学において個々の事実や認識を統一的に説明し、予測をすることもできる普遍性をもつ体系的知識。②実践を無視した純粹な知識。この場合、一方では高尚な知識なのであるが、他方では無益だという意味のこともある。③ある問題についての特定の学者の見解・学説。」と記している。

ように述べている。

「簿記——は、取引事象の適切な様式での記録である。簿記が科学か技術かどうかについては、しばしば議論されてきたことであるが、おそらく容易に結論はでないであろう。実務で現在行なわれている簿記は、疑いもなく科学的特徴を有する確かな原則に基づいているが、簿記による実務を科学とみなすのは過大評価である。」(Dicksee [1908], p. 1)

米国会計学の父と言われるハットフィールド (H.R.Hatfield) は、会計(簿記を含む)がいかに軽視されているかについて次のように述べている<sup>4</sup>。

「大学で会計を教える我々すべては、会計を邪魔なモノとみる同僚により侮りを受けてきた。それは、予言者の間のサウルやあたかもその存在について学問の殿堂の神聖さから注意をそらすバリアのようなものである。」

「我々自身、勘定の哲学と同様に会計の科学、または会計の技術を語るの正しいことである。会計は、J. McKeen Cattell によれば、悲しいかな疑似科学とされる。その成果は、サロンにも国立アカデミーにも展示されることはない。現実主義者、理想主義者および現象論者もそれについて議論しない。ヒューマニストは、我々を無限について考えたり、物事の難解な精神を探求する代わりに、金儲けに精を出すケチな人間と見下す。科学者および技術者は、我々を何事かを為しとげるのではなく、記録するのに有能な者として軽蔑する。(中略) 会計に対する侮りは、大学内に限られるものではなく、ほとんど一般的である。それは、話題にされないこと、会計学を専攻する人への恩着せがましさ、洗練された文学作品から排除されていることにより証拠づけられる。」(Hatfield [1924], p. 241)

ハットフィールドは、簿記が学問であり、単なる計算技術ではないことを主張する。ハットフィールドによれば、学問として成り立つためには、次の3つの条件を完璧でなくとも、おおよそ確立していることを必要とする

---

<sup>4</sup> 本論文は、ハットフィールドが AAUIA 第8回大会(1923年)において、“An Historical Defense of Bookkeeping”(「簿記の歴史的弁護」)と題する講演をもとにして書かれたものである。Littleton [1933] の第1章簿記の尊厳は、この論文を参照している。内容はほぼ同じである。



(Hatfield [1924] p. 243)。

- (1) 出自および血統
- (2) 他の学問分野の著名人との交友
- (3) 社会にとっての有用性

簿記はこれら3条件を満たしていることを論証するために、パチョーリ (Luca Pacioli) の *Summe de Arithmetica Geometoria Proportioni et Proportionalita* (『算術・幾何・比および比例全書』) を取り上げる。本書は、第1部算術および代数、第2部幾何を扱い、第1部の終わりにある第9篇論説第11 *Particularis de Computis et Scripturis* (『計算および記録に関する詳説』) において、簿記の小論文を著している<sup>5</sup>。

パチョーリは、ペルジア、ネーブルス、フローレンス、ボローニヤなどの大学で教鞭をとり、1514年にローマ法王レオ10世によりキリスト教諸国の大学中最高地位を占める Sapienza 大学の数学教授に任命されている。また、1496年にモロ公に招かれたミラノでは、著名な医者、法律家、建築家達と親交を結び、とくにダ・ヴィンチ (Leonard da Vinci) とは親友となった (Hatfield [1924] p. 244)。なお、パチョーリの簿記の小論文は、英国、フランス、ドイツ、オランダおよびベルギーなどのヨーロッパ諸国に広まった。

さらに、注目すべきは、本来簿記学者ではない学者が簿記書を著していることである。例えば、著名な数学者であるスティーブン (Simon Stevin)、ハットン (Charles Hutton)<sup>6</sup>、ハミルトン (Robert Hamilton) およびカイレイ (Arthur Cayley) があげられる (Hatfield [1924] pp. 248-249)。

このように、簿記は前記3条件を満たすことから、ハットフィールドは簿記が学問たりうることを主張する。さらに、当時の物理学や生物学の通説が現在ではほとんど覆されているのに対して、約500年を経たパチョーリの簿記の手法が現在でもほぼ同じように用いられていることに、その学問としての意義を強調する。

<sup>5</sup> 英訳には Geijsbeek [1914] および Brown and Johnson [1963]、邦訳には片岡 [1956] および本田訳 [1975] などがある。最近ベストセラーになった Gleeson-White [2012] がパチョーリの簿記を取り上げている。

<sup>6</sup> ハットンの簿記書については、山下 [2013] および山下 [2014] を参照されたい。

わが国において、吉田良三は、会計学と簿記の関係を次のように述べる。

「会計学 (Science of Accounting) とは会計整理に関する諸種の根本問題を専ら論理的組織的に研究ゆするものなり。簿記は取引を如何に記帳し如何に計算するかを示し以て財産の増減変化を精確明瞭に現はすかにあり。故に其会計整理を目的とする点に於ては両者は同一なるも、簿記の本領は寧ろ技術的にして、即ち取引を最も規則的正しく記録計算するにありて、会計整理其者に関する理論的觀念の研究は其本分にあらざるなり。」(吉田 [1910], 1頁)

吉田によれば、簿記は取引を規則的正確に記録計算する技術であるとして、学問としての会計学とは区別している<sup>7</sup>。

これに対して、沼田嘉穂は、簿記学は学問であるとして次のように述べる。簿記学は、単なる計算・技術と解され、幼稚な学問として軽視される。その責任は多分に簿記を説明する学者の側にある。簿記書のほとんどが記帳技術に終始し、理論体系と普遍原則の樹立を怠り、実務に添わない皮相的な説明が繰り返されているにすぎない。また、簿記書のほとんどが先人の説明をそのまま踏襲するのみで、何ら進歩もなく、反省も行なわれていない(沼田[1973], 「小序」)。ただし、沼田は、ハットフィールドがパチョーリの貸借記入の原則や仕訳帳・元帳記入の原則が500年以上を経た現在でも行なわれていることをもって科学(学問)としての一要因と考えていることに対して、それらは形式的な取り決めまたは手続であり理論ではないとする。簿記学が科学であるためには、概念を形成し、これから導き出された理論を基礎に原則を樹立して遵守しなければならない(沼田[1977], 「小序」)。

以上、簿記は科学(学問)か技術かについて、ディクシー、ハットフィールド、吉田および沼田の見解を取り上げたが、簿記の科学性については、畠

---

<sup>7</sup> 「簿記は広義の会計学に於ける一部門にして、之を全然会計学と区別する能はず。然れども簿記と会計学とを区別して両者を相対立する学科となす時には、簿記は専ら取引の記録計算に係る技術的学科と看做され、之に対し会計学は簿記々録に適する会計施設及記録の結果を解釈し之を基礎として作らるゝ決算諸表につき専ら理論的研究をなす学科と看做さる。」(吉田 [1936], 4頁)

中 [1932] に対する批判および反批判を通じた議論がある。この議論は、とくに批判会計学派の中の上部構造説・公表会計制度理論の立場の論者と個別資本説の立場の論者との間で行なわれていて、簿記の科学性について考えさせられることが多い。また、簿記の科学性あるいは簿記と会計の関係について示唆を与える。ただし、私的には、前述のように批判会計学については違和感を持っており、そのことは『福岡大学商学論叢』（第60巻第4号、2016年3月）に寄稿しているので、参照されたい。

簿記と会計の関係を整理することは、記帳と中小企業向け会計基準および大企業向け会計基準さらには簿記教育を考える上で重要である。今後、これらの分野での研究成果が強く望まれる。

## 5. 簿記教育研究の回顧

簿記教育について、パソコンが普及し、簿記教育に利用されるようになった頃に情報教育と簿記について論文を執筆し、その後前述のハットフィールドおよびリトルトンに触発されて、数学者であったハットンの簿記書の研究、およびシャウプ (Karl S. Shoup) による1949年『日本税制報告書』・1950年『第2次日本税制報告書』（以下、シャウプ勧告と言う）における申告納税制度と簿記について若干の論文を公表したぐらいで、深く研究をしてきたわけではない。しかし、専門学校や大学で簿記を教えた経験を踏まえて<sup>8</sup>、簿記教育について私見を述べる。まず、単式簿記と複式簿記についてである。

単式簿記と複式簿記どちらが先に出現したかについて、渡邊 [2012] は、英国の場合とことわりながら、まず複式簿記があってその簡便法として単式簿記があらわれたのではないかと主張する。この渡邊の主張に対して、友岡 [2014] は違和感があると述べる。つまり、「簿記」と「複式簿記」を同一とすることへの違和感である。渡邊の見解の是非は、結局のところ「簿記」の定義に帰する (友岡 [2014], 26頁) ことになる。

---

<sup>8</sup> 佐賀大学では簿記は担当していないが、前任校では簿記原理を担当し、最近では他大学において非常勤で簿記を担当している。

沼田は、簿記の語源を帳簿記入の略語であるとする<sup>9</sup>。帳簿記入という意味では、単式簿記も家計簿も簿記である。沼田によれば、複式簿記は、「記帳計算の背後に理論をもち、また技術を基礎とした簿記であり」、単式簿記は「何等の理論を有せず、統一した形式に基くものではなく」、「取引を対象とする限り、単式簿記である」ことになる。ただし、「学問としての簿記は複式簿記のみであり、単式簿記は簿記ではない。」(沼田 [1958], 19頁) また、複式簿記は、「簿記等式 (資産 - 負債 = 資本) を基礎とし、勘定科目と貸借仕訳によって取引を把握し、その結果、財産計算並びに損益計算を完成する方法」(沼田 [1961], 5頁) と定義される。

この見解を敷衍すれば、単式簿記から複式簿記へと発展したのか、それとも複式簿記から単式簿記が出現したのかの問題は、簿記学がいつ成立したのかに係ってくるのである。

沼田は、「簿記は会計学の理論によって決定された評価額—即ち貨幣金額—によって計算・記録を行う」(沼田 [1958], 22頁) と主張し、簿記と会計学の区分を明確にすべきとする。ここで会計の定義が問題となるが、パロンズの英文会計用語辞典 (Siegel and Shimm [2010], 堀内・佐々木・濱田共訳 [2008]) によれば「1. 監査, 税制, 財務諸表分析, 管理会計を含め多数の分野を総括する表現。会計関連の機能分野には、財務会計, 管理会計, 非営利会計, および財務計画が含まれる。2. 財務データを記録し, 計測し, 解釈し, 伝達する一連の過程。会計士は, 財務状況や営業実績を反映する財務諸表を作成する。また, 開業会計士は顧客の財務諸表を作成して税金対策をたてる。」と定義される。一般には、2の定義が用いられる。これに関連した定義は、次のとおりである。

『会計用語公報』第1号 (AICPA [1941]) は、「会計とは、少なくとも一部

---

<sup>9</sup> 簿記の語源については、この他にブッキー発音説がある。外山滋比古は、「音訳の傑作のひとつに簿記がある。英語では、ブックキーピング (bookkeeping)。これを早口でなんとも言っていると、ボキになるというわけで、しかも、帳簿をつける (記) という文字をのせたところが心にくい。この訳語をつくった人はさぞ得意だっただろうが、いまではそういう苦心の作であることも忘れられてしまっている。それくらい名作である」(外山 [2003], 88頁) と主張している。

は財務的性格を有する取引または事象を、有用な方法および貨幣額により記録、分類、集計し、かつその結果を解釈する技術である」と定義している。また、米国会計学会『基礎的会計理論のステートメント』（AAA [1961]）は、「会計とは、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。」と定義している。

これに関連して、岩田巖は、簿記を決算中心主義の簿記と管理中心主義の簿記に区分して、通説である決算中心簿記の問題点を指摘する。つまり、簿記を貸借対照表および損益計算書の作成を目的とし、これにもとづいて勘定科目を分類して仕訳帳から元帳へ転記するプロセス（主要簿による記録・計算・分類）とすると、会計学との区別がつかなくなると危惧する。したがって、簿記は管理中心主義の簿記、つまり主要簿ではなく、補助簿による売掛金や買掛金などの管理が中心になる（岩田 [1958]、9-10頁）と主張する<sup>10</sup>。

会計学の定義については、沼田のように評価理論の研究だとすれば、岩田の危惧はなくなるが、さらなる検証が必要となる。これについては今後の課題として、単式簿記と複式簿記に話を戻す。

ハットンの簿記書を調べてみると、1764年にニューカッスルで彼の最初の教師のガイド、すなわち実用算術の完全なシステムを出版し、1766年の2版において付録として単式簿記が1771年の3版では単式簿記と複式簿記が本編に含まれる。ハットンは、ロイヤル・ミリタリー・アカデミーの数学の教授として教鞭をとり、1778年に火薬の火力やキャノンボールの速度についての論文で王立協会のコプリエ勲章している。また、地球の平均密度を確認するためにシーハリオン山における調査と測定から得られた計算を根拠にシーハリオン山からのマスケラインのデータにもとづいて地球の平均密度を計算するなど著名な数学者であった。

<sup>10</sup> 馬場克三は、簿記には管理のための計算だけではなく、価値計算があると主張する（馬場 [1960] を参照のこと）。不破 [1958] および不破 [1960] も管理機能があるとする。複式簿記には、貸借記入により損益計算を行なうという側面と売掛金を統制勘定とする場合に得意先ごとあるいは仕入先ごとに売掛債権や仕入債務を管理するという側面もあると考えられる。

ハットンの簿記書は単式簿記から複式簿記へと展開されているが、彼が算術書を出版する前の1760年にニューキャッスルで数学学校を開校した際の新聞広告に教授科目としてイタリア式簿記法をあげている。つまり、簿記書では単式簿記から説明しているが、実際の教授は複式簿記からはじめているのである。このことは、後世の簿記書が単式簿記から複式簿記へと記述していることをあげて、簿記が単式簿記から複式簿記へと発展していったと必ずしも即断することはできないことを示している。

最古の簿記書が1494年にパチョーリにより出版されたことは前述のとおりである。これは、当時イタリアのヴェネチアで行なわれていた複式簿記に関する小論文である。仮に単式簿記から複式簿記へと発展したとするならば、1494年以前に単式簿記がどのように行なわれていたか証拠を提示する必要がある。仮に証拠が提示されたとして、それがどのようにして複式簿記へと発展したのか検証しなければならない。その意味で、複式簿記があつて簡便法として単式簿記が考案されたという渡邊の主張は傾聴に値する。

ハットンの簿記書は、イングラム (Alexander Ingram) 版およびトロッター (James Trotter) 版を含め約1世紀にわたり読まれている。わが国でも明治時代に宇佐川秀次郎訳『尋常簿記法』・『日用簿記法』が出版されている<sup>11</sup>。

ハットンの単式簿記には、米国のフィラデルア版がある。その序文は、本書の意義について次のように述べている。

「イタリア式簿記だけを習得した若者を雇っても、実際に帳簿を付けることができないというのが、単式簿記を採用している商人が絶えず口にする不満である。また、イタリア式簿記のみを必要としている企業においても、まず単式簿記を教えるべきである。この方法は非常に平易で、若い紳士淑女に数週間で教えることができる。」

イタリア式 (複式) 簿記と単式簿記は、そのシステムが異なるので複式簿

---

<sup>11</sup> 翻訳書は、復刻版が刊行されている (西川孝治郎監修・解説『復刻叢書簿記ことはじめ』第Ⅱ期刊行第3回配本、雄松堂書店)。

記を習得したからと言って、単式簿記ができるとは限らない。逆に単式簿記ができるからと言って複式簿記ができるわけではない。ただ、複式簿記を習得するためには、単式簿記を習得すると手っ取り早く習得できる。そこで、1600年代から1800年代にかけての簿記書は、単式簿記から複式簿記へと展開しているが、このことが単式簿記から複式簿記へと発展したことを立証するものではないことは、前述のとおりである。なお、現在、簿記教育において単式簿記を教授することはない。はじめから複式簿記を教授する。

さて、複式簿記は明治時代にわが国に翻訳書が出版されている。江戸時代には、商家ではわが国固有の帳合が行なわれていた。これについては、多くの研究書があるので詳しくは触れない。ただ、福澤諭吉訳『帳合の法』初編2冊が1873年6月に、二編2冊が翌1874年6月に慶應義塾出版局より刊行される。初編が単式簿記で、二編が複式簿記である。この原書は、米国の専門学校の簿記教科書 *Bryant and Stratton's common school book-keeping*, 1871 である。ただし、わが国最初の複式簿記は、シャンド(Alexander Alan Shand)が大蔵省で教授した『銀行簿記精法』と言われ、1873年12月に刊行されている。この後、多くの翻訳書が刊行されるが、戦前においてわが国の商家では複式簿記は普及しなかったようである。ある商家の跡取り息子が商業学校で複式簿記を学び、それを実用化しようとしても、その商家伝来の帳合を実用する店主である父親と争いが起こり、複式簿記の実用化がままならなかったとも言われている。

わが国で複式簿記が普及するのは、戦後1950年のいわゆるシャープ税制で青色申告制度が導入されて以後である。シャープ税制は、シャープ勧告にもとづいて実施される。シャープ勧告は、戦前の賦課課税を廃し、申告納税制度を提案する。申告納税制度を円滑に推進するためには、会計帳簿を備え記帳を行なうことが必須となるが、当時のわが国の中小企業は、記帳の慣行がなかった。そこで、シャープ勧告は、(1)会社および個人に関係する団体は正確な帳簿つけることの重要性を強調。中等学校・成人教育機関での簿記教育、(2)記帳の模範的な様式の作成、(3)正しい記録を行なうための誘因—税務署の対応（青色申告者への優遇）を勧告する。

簿記教育については、企業会計制度対策調査会の第2部会（上野道輔部会

長)により推進される。調査会打合せ速記録(1949年2月27日,日銀第三会議室一黒澤文庫)をみると,新制中学用「中学簿記」(案)について審議が行なわれ,いわゆる小遣帳からはじめるべきか否かの議論がなされている。記帳の模範的な様式の作成は,鍋島達および中西寅雄を中心に1950年に『中小企業簿記要領』が公表され,普及活動のため黒澤,岩田,鍋島および中西などが説明会を各地で行なっている。『中小企業簿記要領』は個人企業を対象としており,単式簿記である。法人企業に対しては,1953年に中小企業庁が『中小会社経営簿記要領』を公表し(その後改訂),記憶に新しいところでは前述のように2003年に中小指針,2012年に中小要領が公表されている。

青色申告制度は,1947年に導入された申告納税制度が中小企業に記帳慣行が行き届いていないためにうまく行かなかったことから,記帳を推進するために導入された。つまり,法人税法では複式簿記の原則,所得税法では正規の簿記の原則(複式簿記の他簡易簿記を含む)により貸借対照表および損益計算書を作成し,申告納税を行なった場合,税法上の特典を与えるという制度である。この制度により,現在では企業に記帳慣行が定着し,法人企業ではほぼ100%,個人企業で約50%が青色申告制度を利用していると言われている。このことは,法人企業では,複式簿記が普及していること示している。

さて,簿記の教授法であるが,日本会計研究学会や日本簿記学会における統一論題(円卓討論)でも取り上げられている。いくつかあげると次のとおりである(会計教育,EDP教育は除く)。

吉田良三座長[1940]「円卓討論:簿記教授に就いて」『会計』第47巻第3号。

沼田嘉穂座長[1953]「円卓討論:簿記教授法」『会計』第64巻第4号。

大藪俊哉座長[1990]「簿記教育のあり方」『日本簿記学会年報』第5号。

簿記教育に関しては,まずカリキュラムの問題がある。わが国の大学では,まず簿記教育を行ない会計教育へと展開する。これは,簿記は計算技術であり,会計教育の基礎をなすという考えによるものである。これに対して,簿記は無味乾燥という印象を学生に与え,それにより会計への学習意欲をなくすので,会計学総論で会計全般をまず教授し,その後簿記を配置すべきとの主張もある。周知のように,米国では会計学に簿記が含まれ一体となって教



授される<sup>12</sup>。つまり、会計学テキストのはじめに簿記の原理が説明される。

どれをとっても一長一短があると思われる。ただ、わが国のように簿記をまず教授するとして、半期の講義、通年の講義それぞれにおいて教授法に工夫が求められる。そういう意味で、ありきたりの簿記テキストを刊行してきたことを反省している。反省点としては、まずは簡単な例示で簿記の一巡(簿記の原理)、精算表は6欄を習得させる。この場合、記帳をさせる。仕訳もまず簡単な処理を一通り教授し、複雑な処理に進む。現金・預金の処理では、現金の収支および現金出納帳、小切手の振出しおよび当座預金出納帳、商品の取引では商品の仕入および仕入帳、商品の売上および売上帳、手形の処理では約束手形の振出し、債権・債務の処理、固定資産の処理、決算処理(売上原価、減価償却・直接法、貸倒れの見積り、現金の過不足および引出金の整理)による精算表、損益計算書および貸借対照表の作成、次に現金・預金の処理に戻って小口現金出納帳および当座借越、商品の処理では商品有高帳、得意先元帳および仕入先元帳の作成、手形の処理では為替手形——である<sup>13</sup>。導入法として商品の売買をとまなう小売業かそれとも商品の売買をとまなわないクリーニング業などのサービス業から入るかと問われれば、サービス業から入る方が良いと考える。なお、岩田は、簡単な金の出し入れだけで取引

---

<sup>12</sup> 米国では、1908年にスプリグ(Charles F. Sprague)により *Philosophy of Accounts* が、1909年にハットフィールドにより *Modern Accounting* が出版される。*Philosophy of Accounts* の Scholar Book Co. の「会計クラシックシリーズ書」の復刻版の序文で、ペイトンは、会計学のセミナーで前掲書2冊を紹介され、それを読んでそれまでの経済学専攻を会計学専攻に変えたと述べている。*Philosophy of Accounts* を『会計の哲学』とする文献もあるが、その内容は簿記の勘定記入の法則を展開したもので、『勘定の哲学』と言うべきである。Accounting の名のつく著書は、米国においてハットフィールドの前掲書がその嚆矢である。なお、ハットフィールドのこの書には簿記(ドイツの勘定理論)の章があるが、1927年の *Accounting* には簿記に関する章はない。

<sup>13</sup> 講義において、日本商工会議所主催の簿記検定試験に出題されるので取り上げざるを得ない帳簿がある。例えば、小口現金出納帳である。売掛債権や仕入債務の管理という観点からは、得意先元帳や仕入先元帳は教授の必要があるが、売上帳および仕入帳も取りあげる必要があるかどうか疑わしい。ただ、青色申告制度における複式簿記を適用する場合の帳簿組織も考慮する必要がある。このように簿記の講義に際して、検定試験などをどの程度考慮するのか、考慮すべきでないのかなど調整すべき課題がある。

が行なわれる金貸業からはじめることを推奨している。それによって複式簿記を簡単に頭に入れ、その後商業の簿記を教える。それに補遺的にサービス業、さらに工業を付け加えるというようにだんだん難しくして行くのである(岩田 [1958], 14頁)。

金貸業からはじめるかサービス業からはじめるかはさておき、商品の売買は、商品勘定の分割など学生にとって混乱を招くおそれがある。混乱を招くと言えば、英米式決算法による元帳の締め切りの際の「次期繰越」、損益計算書の「当期純利益」あるいは罫線の朱記がある。なぜ朱記であるかという意味はあるが、その効果を考えると朱記の必要性はないと考えられる。

学生の授業評価アンケートでは、予習・復習の時間が非常に少ない。この状況の下で、効率的に簿記の習得をさせるためには、単純→複雑を繰り返すのが効果的だと考えるがどうであろうか。尤も、学生に予習・復習をさせるのが教育だと言われればそのとおりである。沼田は、大学の簿記教育について、学者が会計理論に目を奪われ過ぎて簿記学の研究を軽んじているのではないかと言う。「簿記が形式的・技術的なものであり、学生の興味を惹起しがたいというが、むしろ学生の興味がないのではないだろうか」(沼田 [1958], 70頁)という沼田の指摘は、傾聴に値する。

それはそれとして、簿記の講義を週に1回90分では間が空きすぎてその効果がないとのことで、通年講義の場合に週2回半期で修了する大学もある。商業高校など50分で週に5回授業を行なうが、継続的学習による効果の観点からはできるだけ間を空けずに学習するのが望ましい。そのためには、簿記担当者以外の合意が必要であるが、他の履修科目とのカリキュラムの編成上の問題からなかなか合意を得ることは困難であるかもしれない。難しいと言えば、講義の受講者数の問題もある。簿記の講義は、できるだけ少人数で行なうのが効果的である。それは、簿記の習得が記帳練習にかかっているからである。大学院生の時に、「簿記は身体で覚えろ」<sup>14</sup>と言われたことがあるが、一理ある。小テストなどを繰り返して受講者の理解度をチェックしながら簿

---

<sup>14</sup> 沼田は、「簿記の基本的・初歩的教育は記帳訓練を主体とすべきであって、説明を主体とすべきではない」(沼田 [1958], 69頁)と主張する。

記を習得させるためには、小クラスでなければ担当者の負担が過重になるからである。

ただ大学の財政上あるいはカリキュラムの都合上200名近くの受講生になると、TAを配置して小テストの採点や記帳の指導を行なうということも考えるべきである。それが叶わないならば、前述のようにその講義の状況に合わせて、テキストを開発するしかない。

最近流行のアクティブラーニングやパソコンを利用した簿記学習も実用化されている。その効果に注目したい。

最後に、簿記教育において、簿記と会計学を区別することの重要性に触れたい。貸借対照表の表示において、資本の部が純資産の部に変ったことにより、簿記教育上混乱を招いているという主張がある。しかし、表示の問題は会計学（会計基準）の問題であるので、簿記では資本で教授すべきである。また、3分（割）法で売上原価を仕入勘定で計算する方法や売上原価勘定を設けて計算する方法、あるいは当座借越の一勘定による処理方法や二勘定による処理方法は簿記の問題であり会計学の問題ではない。

簿記は、まず単純化した企業の資本の運動を基に教授すべきで、その意味で会計学との棲み分けをするのが望ましいと考える。明確に棲み分けができるかどうか困難であっても、簿記教育上できるだけ会計学を持ち込まないようにすべきではないかと考える。

要は、大学での簿記教育の成果がどうであるかに尽きる。その意味では、悪戦苦闘の日々であった。様々な工夫を凝らしたが満足すべき成果はいまだ得られていない。今後も非常勤などで担当することがあると思われるが、悪戦苦闘の日々を送ることになるであろう。

## 6. おわりに

30年にわたる大学での教育・研究を省みて、引当金会計の研究、中国会計基準の研究、簿記（学）研究および簿記教育研究について回顧した。筆者は、これまで数多くの論文および著書を公表してきた。省みて、冷や汗ものの稚拙な論文もある。ある著名な会計学者が「たくさん論文を書いたが、その中

で良いものは数少ない」と述べておられるのを励みにして、論文などを量産してきた。どうせ誰も読まないだろうと考えていると意外と読まれていることもある。長年研究してきた引当金会計について、他の論文などに引用されることもあるし、「論文読みましたよ」と声をかけて頂くこともある。そういうことがあると、少しは学界に貢献しているのかなとも思う。

稚拙な論文や著書を書いて資源の無駄遣いだとの声も聞こえてきそうだが、書かなければ稚拙かどうかはわからない。長年論文を書かないと、「書くのが怖くなる」とよく言われる。こんな論文を書いて恥ずかしいとか、もっと質の高い論文を書かねばとか自分を追いつめていき書けなくなるようである。稚拙と言われれば、その時にはそれだけの力しかなかったのである。次に、良い論文が書けるように頑張れば良い。学会などから査読を依頼されることがあるが、ある人に「査読で掲載不可」になったことがあるかどうか尋ねたことがある。彼は、「ある。その時は前向きに考えて次を期す」とのことであった。

最後に、学生時代に読んだ向坂逸郎訳『資本論(1)』（岩波文庫）、「フランス語版にたいする序文と後書」でマルクスは、次のように述べている。

「学問には坦々たる大道はありません。そしてただ、学問の急峻な山路をよじ登るのに疲労困憊をいとわない者だけが、輝かしい絶頂をきわめる希望をもつのです。」

学問を人生に言い換えて通じるものがあるように思う。マルクスが『資本論』で主張したことが正しいかどうかはさておき、研究者となってこのマルクスの文言を座右の銘として、何とか研究生活に一区切りをつけることができた。この間、多くの方々から受けた励ましと支援に感謝の意をあらわし、本稿を閉じたい。

## 参考文献

- AAA : Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳 [1975] 『アメリカ会計学会基礎的会計理論』 国元書房。)

- ASB [1998] FRS12, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. (September)
- ASC [1980] SSAP No. 18, *Accounting for contingencies*. (August) (田中弘・原光世共訳 [1994] 『イギリス会計基準 [第2版]』中央経済社。)
- AICPA [1941] *Accounting Research Bulletin No.43—Restatement and Revision of Accounting Research Bulletin” and ”Accounting Terminology Bulletin No.1—Review and Résumé*, AICPA.(渡邊進・上村久雄共訳 [1959] 『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』産業経理協会。)
- Brown, R. Gene and Johnson, Kenneth S. [1963] *Pciolo on Accounting*., University of Tronto.
- Dicksee, L. R. [1908] *The ABC of Bookkeeping*, Longmans, Green, and Co.
- FASB [1975] SFAS No. 5, *Accounting for Contingencies*. (March) (日本公認会計士協会 国際委員会訳 [1984] 『米国 FASB 財務会計基準書 外国為替換算会計他』同文館。)
- FASB [1976] Discussion Memorandum , *Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, (December), (津守常弘監訳 [1996] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)
- Gleeson-White, Jane [2012] *Double Entry: How the Merchants of Venice Created Modern Finance*, (川添節子訳 [2014] 『バランスシートで読みとく世界経済史』日経 BP 社。)
- Geijsbeek, John B. [1914] *Ancient Double-Entry Bookkeeping*, (1974reprinted by Scholars Book Co.)
- Hatfield, Henry R. [1909] *Modern Accounting: Its principles and some of its problems*, Meredith Publishing Company. (松尾憲橋訳 [1971] 『近代会計学』雄松堂書店)
- Hatfield, Henry R. [1924]” An Historical Defense of Bookkeeping” *The Journal of Accountancy*, pp. 241-253. (小篠相一訳 [1924] 「簿記法の為の史的弁護」『會計』第14巻第6号, 57-69頁)
- Hatfield, Henry R. [1927] *Accounting— Its Principles and Problems*, (1971reprinted by Scholars Book Co.)
- IASB [2005], EXPOSURE DRAFT PROPOSED AMENDMENTS TO IAS37 *Provisions, Contingent Liabilities and Assets*. (July)
- IASB [2010 a] EXPOSURE DRAFT *Measurement of Liabilities and Assets in IAS37 (Limited re- exposure of proposed amendment to IAS37)*. (January)
- IASB [2010 b] DRAFT IFRS[X] *Liabilities*. (February)
- IASC/IASB [1989] *Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*. (April)
- IASC/IASB [1998] IAS37, *Provisions, Contingent Liabilities, and Contingent Assets*. (September) (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2010] 『2010国際財務報告基準』中央経済社。)
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing Co., (1981 reprinted by the University of Alabama Press Edition) (片野一郎訳 [1976] 『リト

佐賀大学経済論集 第48巻第5号

ルトン会計発達史』同文館出版（初版1952年，増補版1978年）。

Mckenzie, Wendy [1998] *Unlocking Company Reports & Accounts*, Pitman Publishing.

Paton, W.A. and Littleton, A.C. [1938] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.（中島省吾訳 [1958] 『会社会計基準序説〔改訳〕』森山書店。）

Siegel, Joel G. and Shimm, Jae K. [2010] *BARON'S Dictionary of Accounting Terms*, 5th edition, Baron's Educational Series, Inc.（堀内正博・佐々木洋和・濱田真樹人共訳 [2008] 『バロンズ英文会計用語辞典』プロGRESS，原著書は第4版。）

Sprague, Charles F. [1908] *The Philosophy of Accounts*, (1972 reprinted by Scholars Book Co.)

Sanders, Thomas H., Hatfield, Henry R. and Moore, U. [1938] *A Statement of Accounting Principles*, AIA.（山本繁・勝山進・小関勇共訳 [1979] 『SHM 会計原則』同文館，阪本安一編著 [1987] 『SHM 会計原則解説』税務経理協会。）

Wang Jun [2010] *Accounting with Heart: China's Role in International Finance and Business*, Wiley.

青木茂男 [1983] 「わが国大学の会計教育」『會計』第123巻第3号，1-15頁。

岩田巖 [1955] 「二つの簿記学—決算中心の簿記と会計管理中心の簿記—」『産業経理』第15巻第6号，8-14頁。

片岡義雄 [1956] 『パチャオーリ「簿記論」の研究』森山書店。

片岡泰雄編集 [1998] 『我国パチャオーリ簿記論の軌跡（全2巻）』雄松堂書店。

片野一郎 [1963] 「日本における会計教育の方法」『會計』第83巻第4号，81-102頁。

企業会計基準委員会 [2009] 「引当金に関する論点の整理」

木村重義 [1972] 「簿記理論について」『會計』第102巻第3号，94-102頁。

近藤弘監修 [2007] 『中日対訳中国企業会計準則』中央経済社。

洲平編 [1977] 『ルカ・パチャオーリの生涯』日本ミロク票簿。

友岡賛 [2014] 「単式簿記と複式簿記」『三田商学研究』第57巻第3号，17-28頁。

友岡賛 [2015] 「簿記と会計」『三田商学研究』第57巻第6号，25-35頁。

新村出編 [2008] 『広辞苑（第6版）』岩波書店。

馬場克三 [1960] 「簿記小論」『企業会計』第12巻第4号，18-23頁。

不破貞春 [1958] 「簿記と会計」『簿記』第9巻第10号，2-6頁

不破貞春 [1960] 「簿記理論のあり方」『簿記』第11巻第10号，2-7頁

本田耕一訳 [1975] 『パチャオーリ簿記書』現代書館。

沼田嘉穂 [1955] 「簿記教育のあり方について」『産業経理』第15巻第6号，66-70頁。

沼田嘉穂 [1958] 「簿記の本質について」『簿記』第9巻第6号，19-23頁。

沼田嘉穂 [1961] 「簿記の定義および基礎概念」『簿記』第12巻第8号，2-5頁。

沼田嘉穂 [1962] 『新版近代簿記』中央経済社。

沼田嘉穂 [1973] 『現代簿記精義』中央経済社。

沼田嘉穂 [1977] 『簿記の理論と学習』国元書房。

- 山下壽文 [2000] 『偶発事象会計の国際的調和化—米国基準・IAS・日本基準の比較』 同文館。
- 山下壽文 [2002] 『偶発事象会計論』 白桃書房。
- 山下壽文 [2006] 「引当金会計の新展開～引当金会計から非金融負債会計へ～」『企業会計』 第58号第2号。
- 山下壽文編著 [2007] 『偶発事象会計の展開～引当金会計から非金融負債会計へ～』 創成社。
- 山下壽文 [2010] 「収益認識と引当金」『企業会計』 第62号第6号。
- 山下壽文 [2011a] 「IFRSにおける非金融負債会計の動向」『佐賀大学経済論集』 第43巻第5号。
- 山下壽文 [2011b] 「最近のIASBにおける引当金会計基準化の動向」『佐賀大学経済論集』 第43巻第5号。
- 山下壽文 [2012] 「Charles Hutton の『簿記書』初版をめぐって」『佐賀大学経済論集』 第45巻第3号, 1-20頁。
- 山下壽文 [2013a] 『会計学のススメ—一度は読んでおきたい会計学の名著—』 創成社。
- 山下壽文 [2013b] 「Charles Hutton の『簿記書』分冊をめぐって」『佐賀大学経済論集』 第46巻第2号, 1-16頁。
- 山下壽文・劉丹 [2013] 「中日における中小企業会計基準の制定および特徴」『佐賀大学経済論集』 第46巻第4号, 1-21頁。
- 山下壽文・劉丹 [2014] 「中小企業会計基準における引当金規定の比較検討」『佐賀大学経済論集』 第46巻第6号, 1-20頁。
- 山下壽文・劉丹 [2015] 「日中の中小企業会計基準の比較検討」『産業経理』 第74巻第1号, 13-22頁。
- 吉田良三 [1910] 『會計學』 同文館。
- 吉田良三 [1936] 『改訂増補近世簿記精義』 (第27版) 同文館 (初版は1914年)。
- 渡邊泉 [2012] 「単式簿記と複式簿記の関係—複式簿記は単式簿記から進化したのか—」『會計』 第182巻第5号, 121-135頁。

本稿では、国際会計基準 (IAS) および国際財務報告規準 (IFRS) を総称して国際会計基準と記している。